

# 谷山第二地区 第9号

# 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部

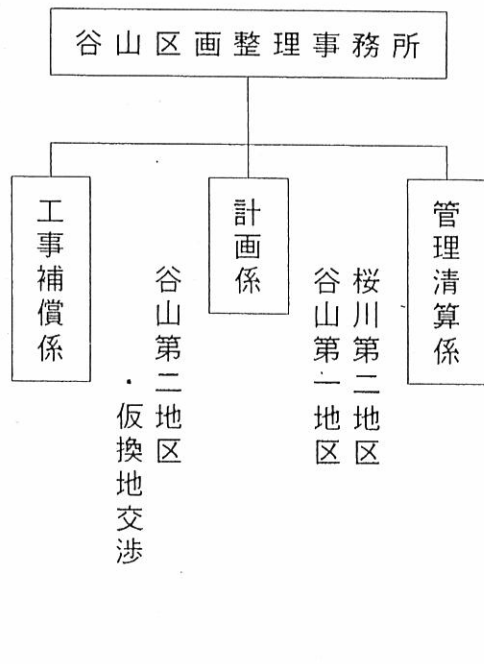
谷山区画整理事務所

〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地  
鹿児島市役所 谷山支所 (3階)

☎(代表) 099-269-2111  
(内線) 314~316

## 谷山区画整理事務所に 新しい係ができました

今までは、谷山第二地区の仮換地交渉、補償交渉、工事を『計画係』が担当しておりましたが、4月から新しく『工事補償係』ができ業務の分担が一部変更になりました。



今後は、谷山第二地区を『計画係』と『工事補償係』の2つの係で分担して進めてまいります。

## 仮換地交渉と 建物等移転交渉

『計画係』では、平成12年2月から3月にかけてご覧いただいた仮換地案に対して、みなさまから出されました要望や意見を踏まえ、直接関係人のみなさんと話し合いをし、

仮換地の修正案を作成  
仮換地交渉

← 審議会

仮換地の指定  
をしております。

その他の地区につきましては、田辺地区の仮換地交渉の進捗を見ながら、工事等の計画をふまえ仮換地交渉を実施してまいります。

場所によってはしばらく時間がかかる所もでてまいります。  
仮換地指定後『工事補償係』が、その仮換地の場所や形状を踏まえて、現在の建物等を仮換地先にもどるように移転できるか検討したうえで、関係権利者のみなさんと話し合いをするようになります。

- なお、建物等に関する
- ① 移転作業の実施時期
  - ② 移転工法の説明
  - ③ 移転物件の確認
  - ④ 補償金(移転費用)の提示

などにつきましては、建物等移転交渉の際に  
関係権利者のみなさんにご説明いたします。

## 小宅地对策用地等 の買い取りについて

地積の小さな宅地(165㎡未満)に対しては、「小宅地取扱い要領」に基づいて仮換地に隣接して市有地を換地しております。

○ 仮換地交渉の際  
市有地を購入するか、どうかにつきま  
してご意思を確認。

○ 仮換地指定後  
改めて買受申請をご提出していただき  
ます。

○ 土地の売買契約締結  
一括納入もしくは、分納(6ヶ月ごと  
の10回まで、年利2.75%の利息が  
かかります。)の選択できます。

○ 売却代金の納入通知

○ 売却代金の納入開始

○ 売却代金の完納

○ 換地処分

○ 所有権の移転登記

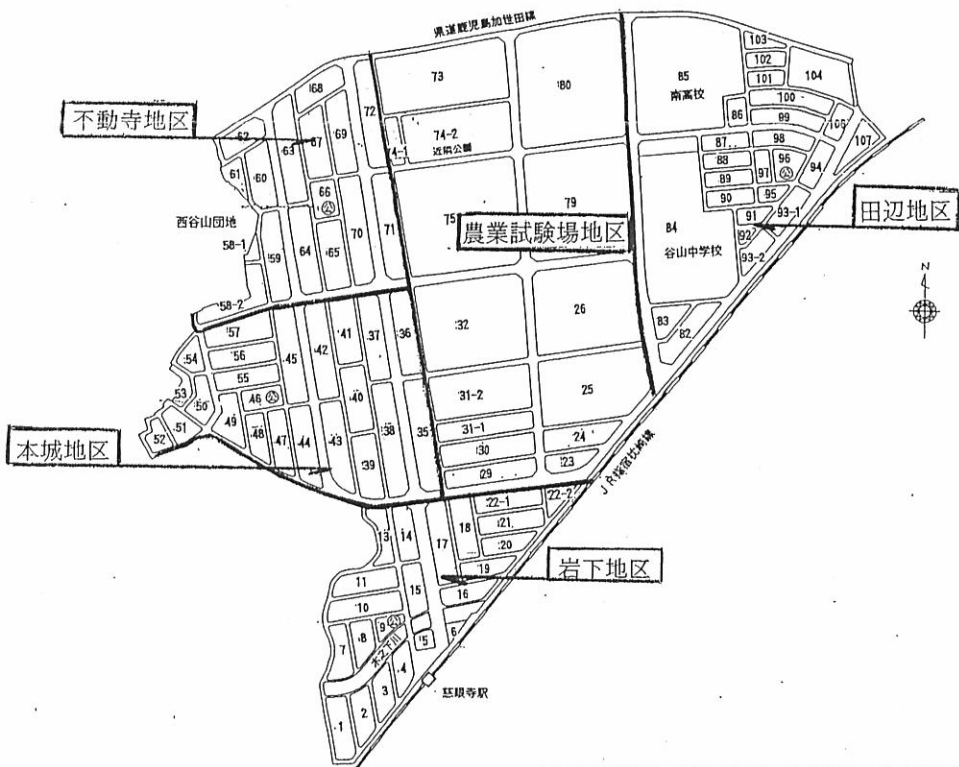
購入にあたっての具体的な手続き等につき  
ましては、移転の時期等を考慮し、個別に相  
談してまいります。

## 谷山第二地区の 呼び名について

今までは、谷山第二地区を田辺地区とその  
他地区という呼び方をしておりましたが、そ  
の他地区を左図のように区切り、通称で

- 岩下公園付近を「岩下地区」
- 本城公園付近を「本城地区」
- 不動寺公園付近を「不動寺地区」
- 農業試験場付近を「農業試験場地区」
- そして、「田辺地区」

の5地区に区分け、便宜的に呼び、区画整理  
だより等で仮換地交渉、補償交渉、工事等の  
進捗等をみなさんに説明するために使用しま  
す。



お願い

○ 仮換地や補償等に関しては、谷山区画整理事務所の担当職員が、地権者や関係人の皆さんと直接話し合いをしてまいります。建物等の移転等に際して、あなかも市の指定店等であるかのような言動をする者があるように聞きます。

本市においては、区画整理事業に関して指定店等の取扱いはいたしておりませんのでご注意ください。

○ 次の場合は、ただちに鹿児島市役所谷山区画整理事務所『計画係』に各申請書を届け出て下さい。

- ・登記名義人が変わったとき。
- ・(登記簿謄本の写しを添付して下さい。)
- ・住所を変更したとき。
- ・代理人を定めたとき。
- ・借地権の申告をするとき。
- ・(他人名義の土地に建物などを所有する人。)

○ 施行区域内での建築物の新築や増・改築、土地の区画形質の変更、または、移動が容易でない物件の設置・たい積等を行うときは、事前に許可を受けなければなりません。

(土地区画整理法76条 建築行為等の制限) とくに、建築行為申請に対しては、その土地が仮換地指定前の土地であれば、容易に移転したり除却できる構造のものに限られるなど許可に必要な条件が付されることとなります。

○ なお、このような行為の制限は、すべての事業が終了し換地処分公告がある日まで続きますので、具体的な取り扱いにつきましては谷山区画整理事務所『計画係』にご相談下さい。

○ 調査・測量のため、市が委託した調査員が皆さんの土地への立ち入りをお願いすることがございます。

このような場合、調査員は谷山区画整理事務所が発行する身分証明書を持参しておりますので、お確かめの上、ご協力をお願いいたします。

○ 土地区画整理事業に関するご不明な点や疑問等がございましたら、谷山区画整理事務所(谷山支所三階、電話番号269の2111内線3145316)にお問い合わせ下さい。

平成13年度の予算について

現在鹿児島市では、谷山第二地区を含めて6地区を3つの課・事務所で、土地区画整理事業を進めております。

谷山第二地区は、工事の予定に合わせて平成12年度から田辺地区に仮換地交渉に入りまして、谷山第二地区の平成13年度の予算については、18億7千万円で、

- 「田辺地区」の建物移転棟 130棟
- 区画街路 600m
- 幹線道路 150mと

○ 「本城地区」の建物調査 41棟

を計画しております。

○ この他に、昨年度の繰り越しが3億6千万円あります。

また公共下水道として、1億4千万円の予算で、

○ 水路延長 100m

の工事を計画しています。

平成12年度末には、9棟の建物について移転を完了しました。

『谷山中学校補償工事』に伴い向川原森山線(幹線道路)の幅5.8m、延長260mを平成13年3月までに拡幅・整備しました。

平成13年6月末現在では、累計で16棟の建物に移転を完了しています。

今年度も、みなさんに谷山第二地区の土地区画整理事業へのご理解とご協力をお願いし、建物の移転・道路工事・建物調査・公共下水道の工事等を進めてまいります。

谷山第二地区 仮換地指定状況 街区番号図

